大分市社会福祉法人設立の手引き

【平成 31 年 1 月】

はじ	めに	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	1
第1	法人設立までの準備項目と手続事項	•••	•••	•••		•••			2
第2	設立準備委員会	•••				•••			5
第3	役員等(評議員・理事・監事)の要件	•••	•••	•••		•••			9
第4	法人資産の確保	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	15
第 5	定款の作成	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	19
第6	法人・施設運営体制	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	20
第 7	法人の名称	•••	•••	•••		•••		•••	21
第8	研修	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	21
第9	申請事務手続き	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	21
第 10	社会福祉法人設立後の手続きについて	•••				•••			23
※様式集は別途ファイルを参照してください。									

【お問い合わせ先】

介護・高齢者福祉関係法人: 大分市長寿福祉課電話: 537-5744障害福祉関係法人: 大分市障害福祉課電話: 537-5658児童福祉関係法人: 大分市子ども企画課電話: 585-6016

はじめに

社会福祉法人は、社会福祉施設の経営などの社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される法人です。したがいまして、社会福祉施設の設置又は経営についての認可等と併せて、その社会福祉施設を経営する社会福祉法人の設立について所轄庁の認可を受けることが必要となります。

社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事又は<u>市の長</u>(その行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって厚生労働省令で定めるものは厚生労働大臣)です。

社会福祉法人の設立認可にあたっては、社会福祉法(昭和26 年 3 月 29 日法律第45号。以下「法」という。)、「社会福祉法人の認可について」(平成12 年 12 月 1 日 障第890 号・社援第2618 号・老発第794 号・児発第908 号。以下「審査基準」という。)、「社会福祉法人の認可について」(平成12 年12 月 1 日 障企第59 号・社援企第35 号・老計第52 号・児企第33 号。以下「審査要領」という。)とその他の関係法令によって行っています。

社会福祉法人の設立は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしている場合でなければ認められません。したがって、法人設立後直ちに行うことのできない事業を目的として法人を設立することはできません。

社会福祉法人設立認可等協議書、施設整備計画書(各担当課に提出した書類)等の提出は、別に定める期限内までに提出することとなります。(期限を過ぎたものは受付できません。また、社会福祉施設(事業)の認可は担当課毎に設置される審査委員会等で審査となります。)

その後、社会福祉法人設立認可等審査会(以下「審査会」という。)での審査 を経たうえで、審査結果の通知をいたします。

(※ この審査会での審査と並行して、予算採択の審査も行われ、各年度の市の予算範囲内で採択されます。したがって、各年度の予算状況や市及び県の整備計画の進捗状況によっては、審査会で適当と認められた計画であっても採択を断念せざるを得ないこともありますので、あらかじめご了承ください。)

また、社会福祉法人設立認可等協議書の提出に当たっては、<u>審査基準及び審査要領を熟読し</u>、社会福祉法人を設立するための要件を具備しているかを十分確認してください。なお、法人設立の打ち合わせの段階から、社会福祉法人及び法令等について理解を深めていただくために、理事長就任予定者が直接関わることが求められます。

※ 法、審査基準及び審査要領は、厚生労働省ホームページの所管法令等⇒厚 生労働省法令等データベースサービスで検索・ダウンロードができます。

- 社会福祉法人の設立認可までの流れ
 - ① 法人設立の事前の打ち合わせ (施設の認可・整備と並行して事前の打ち合わせを進めてください。)
 - ② 社会福祉法人設立認可等協議書等の提出 ※必要に応じて、別途準備審査会資料を求めます。
 - ③ 社会福祉法人設立認可等審査会での審査

※社会福祉施設(事業)の認可は各担当課設置する審査会等で審査を行います。

④ 審査の結果通知(可否の通知)

※可のうえ、予算採択等されたもの。なお、補助を要する場合、補助内示が確実になった後に申請することになります。

- ⑤ 社会福祉法人設立認可申請書等の提出 (第9参照)
- ⑥ 社会福祉法人の設立認可(認可証の交付) ※施設の設置認可等は、法人が成立した後に行うことになります。
- ⑦ 社会福祉法人設立後の手続き (第10参照)

※各種様式は「社会福祉法人設立認可等様式集」を参照してください。

第1 法人設立までの準備項目と手続事項

1 社会福祉法人設立協議の実施

社会福祉法人設立に際しては、その必要性・時期・関係機関との調整・利用者及び利用者家族への説明等を事前に協議、調整しておく必要があります。

また、あらかじめ担当課や関係機関に社会福祉法人設立にかかる計画や事業実施の相談、協議をしておく必要があります。

2 設立準備委員会の設置

社会福祉法人設立にあたっては、法人設立に関する準備会を設置することも 可能です。必ず設置するべきものではありませんが、設立に関するプロジェク トチームとしての組織を設けておくと、準備を円滑に進めることができます。 ただし、設立準備委員会で選任された役員予定者が必ず設立後の役員になる わけではありません。また設立準備委員会の運営にかかる費用は、社会福祉法人設立のための資金とは明確に分ける必要があります。

※第2設立準備委員会 参照

3 実施する事業計画の策定と協議

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的とする公益法人になります。社会福祉法人として認可を受けるためには、社会福祉法に定める社会福祉事業を実施することが確実であることが要件になります。

社会福祉事業を実施するには、担当課に事前協議を行い、事業実施の許可に必要な基準を事前に確認する必要があります。そのため事業にかかる定員や人員、予算等事業に関する計画をあらかじめ担当課と調整をしてください。

なお実施する事業にかかる不動産や資金等もこの時点で計画しておきます。

4 施設整備計画の協議と補助金申請の協議

社会福祉法人設立にあたり、建物を新築、改築する場合は、施設整備計画や 補助金申請の協議をあらかじめしておく必要があります。

補助金の有無によって、施設整備計画に大きく影響が及ぶことから、補助金を活用する場合は、早い段階で補助金申請の協議を行うようにしてください。

5 借入金に関する協議

施設整備に伴い借入を行う場合、借入先や借入金額、さらに、償還計画等の 協議を行う必要があります。

その際は、設立認可申請前に、借入ができる旨の内示通知や決定通知が出ている必要があります。

また、償還財源や償還年数等の償還計画についても、早い段階で借入先と調整するようにしてください。

6 社会福祉法人設立及び事業実施にかかる資産及び資金計画

社会福祉法人設立にかかる資産及び資金にかかる計画を立てます。社会福祉 法人の設立要件となっている資金には、事業を実施するための運転資金等も該 当するため、注意してください。

一般的に社会福祉法人を設立する際に、下記にあげる資産が必要になります。またこの他にも設立内容に応じて、別途資産が必要になる場合もあります。

詳細は、担当課に確認してください。

※第4法人資産の確保 参照

7 収支計画の確認及び収支予算書の作成

社会福祉法人で運営する事業の収支シミュレーションを行います。法人設立 計画時点において、計画している利用定員や利用者数による事業費収入、施設 運営や人件費等の支出を積算し、収支計画を細かく立てます。

また、項目ごとに積算根拠も作成する必要があります。

収支計画が固まったら、設立年度、事業開始年度、事業開始次年度の3ヵ年 分の収支予算書を作成します。

※社会福祉法人の会計は「社会福祉法人会計基準」(以下「会計基準」という) に基づき処理しなければなりません。予算もこの会計基準により作成する ことになります。不明な点は公認会計士若しくは税理士の方にご相談ください。

8 役員・評議員の予定者の選定

社会福祉法人の役員や評議員の予定者を選定します。各予定者が役員または 評議員の要件を満たしているかを確認した上で、選定します。

予定者を検討する段階で、事前に担当課に相談するようにしてください。予定者が社会福祉法人の役員、評議員の選任要件に該当しない場合、設立認可を受けられませんので、ご注意ください。

※第3役員等(評議員・理事・監事)の要件 参照

9 職員への説明・同意

新規に事業を開始し社会福祉法人を設立する場合には、採用する職員に対して、職員給料、退職金、雇用条件等を細かく説明し、同意を得る必要があります。その際は、就業規則や給与規程等の規程も併せて提示します。

10 地域や自治会への説明

社会福祉法人及び事業を実施する地域へ、あらかじめ実施する事業についての説明を行い、社会福祉法人の設立に関して理解を得ておくようにしてください。

地域や自治会から、事業実施について反対されている場合は、事業の許可 を得られず、社会福祉法人の認可もできない可能性もあります。

第2 設立準備委員会

社会福祉法人の設立準備については、法令上特段のルールはありませんが、 設立予定者が試行錯誤しながら設立準備を行っているのが現状と考えられます。 設立準備に当たって、必要な資金等が一個人の判断で処理されているなどの 場合、法人設立後にトラブルを引き起こす結果となりかねません。このような トラブルを防止するために、設立予定者同士が設立準備会(発起人会等名称は 様々)を発足し、準備を進めていくことが一般的となっています。

設立準備委員会(以下「準備会」という。)を設立することによる一般的な準備の進め方については、以下のとおりです。

1 位置づけ

準備会は、社会福祉法人を設立するまでの期間、法人設立や施設整備等に必要な事項全般を審議、議決する合議制機関で、役員就任予定者等をもって組織します。

また、準備会は法人格を有していない任意団体ではありますが、

- ①団体としての組織を備えていること。
- ②代表者の選出方法を定め、かつ選出していること。
- ③多数決の原理による運営方法を確立していること。
- ④財産について管理方法を定めていること。

などの要件を満たすことが適当と考えられます。

2 準備会の構成員

準備会の構成員数に制限はありませんが、社会福祉法人の役員就任候補者が法人設立計画の段階から運営に参画することが望ましいと考えられます。

なぜならば、法人設立後の運営がより確実に行われるためには、設立準備に 関与している者が引き続き役員に就任することが、事業の継続性の観点から重 要だと考えられるからです。

3 準備会の組織等

(1) 総会

準備会を運営するにあたっては、意思決定を行うための総会を設けること が適当と考えられます。総会は準備会の構成員全員からなり、その決定は 多数決により行います。

また、総会で審議した内容は、議事録として書面に残すことが求められま

す(社会福祉法人設立認可申請の際に、所轄庁が提出を求める場合があります。)。

(2) 代表者

準備会を対外的に代表する者として、構成員の中から1名の代表者を選任します。関係機関との手続きをスムーズに行うためにも、初めて開催される総会で代表者の選任を行うことが適当と考えられます。

(3) 監査機関

設立準備には各種経費が発生します。準備会における資金や財産は、すべて構成員による総有財産であり、各構成員はその状況を把握し、適正に執行することを求める権利があります。そこで、代表者とは別に監査人を定め、少なくとも準備会解散時には監査を行い、その結果を総会で報告することが求められます。

なお、監査人は設立する法人の監事就任予定者が適当と考えられます。

(4) 規程(会則)

設立目的について合意を図るとともに、基本的な事項についてルール化するため、準備会の立ち上げに際しては、まず設立準備会規程や準備会会則 (以下「規程等」という。)を定めることが望ましいと考えられます。

規程等に定める事項としては、以下のような項目が考えられます。

- ① 目的
- ② 準備委員会の組織、構成
- ③ 代表者の選出の選出
- ④ 議決方法等運営に関すること
- ⑤ 会計処理
- ⑥ 解散及び権利義務の継承

そのうえで、規約に基づき、定期的に総会を開催し、必要事項の審議、議決を行い、活動をしていきます。

また、準備会は、法人設立後の運営を円滑に行うための組織体 制の基礎となりますので、議事録の整備保管等の事務処理も確実に行うようにしてください。

※規約の参考様式:社会福祉法人設立準備委員会規約

4 活動資金(準備委員会運営費)

委員の旅費や事務経費など準備会の活動経費(準備委員会運営費)には、公 的な助成制度等がないため、設立代表者又は準備会の委員等が拠出することに より確保する必要があります。

社会福祉法人設立に必要な資産(基本財産、建設自己資金、運転資金、法人事務費(第4法人資産の確保参照)は、あくまで法人設立後に、贈与契約書に基づき寄附を受けるもので、原則として、準備会の活動のための経費に充てることはできません。

ただし、施設整備に関する支出について、建設自己資金で基本設計委託費等を法人設立前に契約を締結している場合は、準備会が支出することは可能です。 (なお、準備会は、社会福祉法人を設立するための準備を行う任意団体であるため、特段の税制上の特例措置はありません。)

5 会計処理

適正な会計事務の遂行と会計管理の責任体制を明確化するため、会計担当者を選任することが望ましいと考えられます。会計担当者は、総会での選任や代表者による任命が考えられますが、会計におけるルールと併せ、規程等で定めておくのが適当と考えられます。

(1)銀行口座の開設、記録、証票類の整理・保管

4 で確保した準備会の活動資金は、社会福祉法人設立に必要な資産(建設自己資金、運転資金等)と別に、拠出者の準備会における役職名義等で銀行口座を新たに開設し、独立して資金管理ができるようにしてください。これらの出納は、社会福祉法人において採用されている複式簿記に基づき、出納記録をつけていくことが必要です。

また、出納記録の裏付けとなる請求書、領収書等の各種証票類は、市等が資金状況等の確認を行う際、必ず必要となりますので、整理・保管を徹底してください。

(2) 資金の管理(予算、決算)

準備会発足時に必要な支出、収入を見積った予算書の作成が必要です。

予算書は、大きく分けて、2つの区分を設けることとなります。1つは準備委員会運営費等の収入、支出を計上する準備会区分、もう1 つは、施設整備関係の収入、支出を計上する施設整備区分です。

予算書作成後は、収入、支出を計上していき、計画等の変更に合わせ、適 宜変更を加えて、資金管理を行っていきます。

準備会区分については、法人設立後に精算をして、会計報告書としての決算書を作成します。その結果、プラスの財産(残余)がある場合は法人に引き継ぐことが望ましいと考えられます。

ただし、未払金等がある場合、負債を負っての社会福祉法人の設立は認められないので、準備会において処理する必要があります。

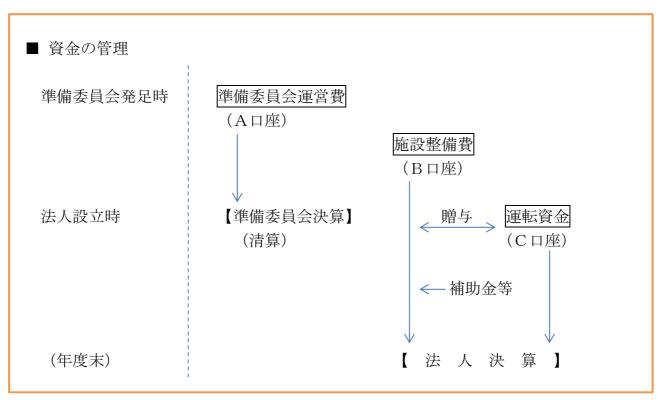
また法人設立後に、準備会区分において要した経費を遡って法人が負担することも認められません。

一方、施設整備区分については、社会福祉法人設立後も精算を行うことなく、そのまま法人に引き継ぐため、法人と同じ会計年度(4月1日~3月31日、1年間)で処理を行い、3月31日末現在で決算を行う形となります。

6 準備会における要議決事項

準備会においては、議決を要すると考えられる事項は以下のとおりです。

- ① 設立代表者の選任に関する件
- ② 社会福祉法人設立趣意による社会福祉法人設立の件
- ③ 定款に関する件
- ④ 設立当初の財産目録に関する件
- ⑤ 施設建設に関する件
- ⑥ 事業計画及び収支予算に関する件
- ⑦ 寄附行為に関する件
- ⑧ 設立時の役員(理事・監事)及び評議員の選任に関する件
- ⑨ 役員等の報酬の額及び役員等に対する報酬等支給基準に関する件
- ⑩ 必要な諸規程に関する件
- ① 設立準備会の議決に係る事項について、その内容に変更をきたさない範囲内で、社会福祉法人設立認可申請書(添付書類を含む。)の字句の修正を設立代表者に委任する件



第3 役員等(評議員・理事・監事)の要件

1 共通事項

- (1)関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えてください。
- (2) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でありません。
- (3)地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加することは適当でありません。
- (4) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできません。(法 40条 第1項及び第44条第1項)
 - ① 法人(同項第1号)
 - ② 成年被後見人又は被保佐人(同項第2号)
 - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の 規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなるまでの者(同項第3号)
 - ④ ③ に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第4号)
 - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時 の役員(同項第5号)
- (5)暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできません。

2 評議員

- (1) 評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしていますが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています。 定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し(例:評議員選任・解任委員会)、この機関の決定に従って行う方法等が考えられます。
- (2) 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に 必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人にお

いて「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではありません。

- (3) 評議員は法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません。(法 40 条第 2 項)
- (4) 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはいけないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはいけません(法第40条第4項及び第5項並びに社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)第2条の7及び第2条の8)。
- (5) 評議員の数は、理事の員数を超える数とする必要があります(法第 40 条第 3 項)。

3 理事

- (1)理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることが必要です。
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(法第44条第4項第1号)

「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が 該当します。

- ア 社会福祉に関する教育を行う者
- イ 社会福祉に関する研究を行う者
- ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(同項第2号)

「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当します。

- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体 の代表者等
- 工 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者(同項第3号)
- (3) 理事は、6人以上でなければなりません(法第44条第3項)。
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者(以下(4)において「理事の親族等特殊関係者」という。)が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはなりません(法第44条第6項及び施行規則第2条の10)。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人です。
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき(法第45条の13第2項第1号)、 法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します(法第45条の16第2 項第1号及び第45条の17第1項)。
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事(業務執行理事)を 理事会で選定することができます(法第45条の16第2項第2号)。

4 監事

- (1)監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができません (法第44条第2項)。
- (2) 監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。(法第 44 条第 5 項)
 - ① 社会福祉事業について識見を有する者(同項第1号)
 - ② 財務管理について識見を有する者(同項第2号)
- (3) 監事は、2人以上でなければなりません(法第44条第3項)。
- (4) 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません(法第44条第7項及び施行規則第2条の11)。
- (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいとされています。

5 役員等の任期

(1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度の うち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります(法第 41条第1項)。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することがで きます(同項ただし書)。

ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として 選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までと することは可能です(法第41条第2項)。

(2)役員(理事・監事)の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります(法第45条)。

ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。また、 役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません。

6 評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限

厚生労働省のホームページの「社会福祉法人制度改革について」に掲載されている「社会福祉法人制度改革について」に概要が掲載にされてます。

(1) 評議員の特殊関係者

評議員は、評議員会を通じて役員を監督する役割を担うことから、役員や他の評議員から独立した地位を確保する必要があります。評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3等親以内の親族のほか、以下の特殊関係者が含まれてはなりません(法第40条第4項及び第5項、施行規則第2条の7及び第2条の8)。

- ① 各評議員と特殊の関係がある者
 - ア 評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - イ 当該評議員の使用人(秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者)
 - ウ 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持して いる者
 - エ イ及びウに掲げる者の配偶者
 - オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの 者と生計を一にするもの
 - カ 当該評議員が役員若しくは業務を執行する社員(主に社団の社員を 指す。)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、 業務を執行する社員又は職員(「当該評議員」及び「当該他の同一の団

体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の1/3を超える場合に限る。)

- キ 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員 となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、 当該他の社会福祉法人の評議員の総数の1/2を超える場合に限る
- ク 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(「当該団体の職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の1/3を超える場合に限る。)
 - i 国の機関
 - ii 地方公共団体
 - iii 独立行政法人
 - iv 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
 - v 地方独立行政法人
 - vi 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。) 又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- ② 各役員と特殊の関係がある者
 - ア 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - イ 当該役員の使用人
 - ウ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と 生計を一にするもの
- カ 当該役員が役員若しくは業務を執行する社員(主に社団の社員を指す。)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の1/3を超える場合に限る。)
- キ 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の1/2を超える場合に限る。)

(2) 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者が理事総数の1/3を超えて含まれてはなりません。ただし、各理事の配偶者及び3親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者の上限は、3人となります(法第44条第6項及び施行規則第2条の10)

- ア 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該理事の使用人(秘書、執事など、評議員が個人的に雇つている者)
- ウ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウまでに掲げる者の3 親等以内の親族であって、これらの 者と生計を一にするもの
- カ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員(主に社団の社員を指す。)となつている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の1/3を超える場合に限る。)
- キ 施行規則第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は 地方公共団体の議会の議員でない者
- ※「当該団体の職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の1/3を超える場合に限る。

(3) 監事について

監事は、その業務の性質上、法人の業務執行から独立した地位を保証する必要があることから、各役員の配偶者又は3 親等以内の親族その他以下の各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません(法第44条第7項及び施行規則第2条の11)。

- ア 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該役員の使用人(秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている 者)
- ウ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している 者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウまでに掲げる者の3 親等以内の親族であって、これらの者 と生計を一にするもの
- カ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員(主に社団の社員を指す。)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業

務を執行する社員又は職員(「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1/3を超える場合に限る。)

- キ 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体 (社会福祉法人を除く。) の役員、業務を執行する社員又は職員(「当 該監事」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職 員である当該社会福祉法人の監事」の合計数が、「当該社会福祉法人の 監事」の総数の1 / 3 を超える場合に限る。)
- ク 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の1/2を超える場合に限る。)
- ケ (1)①クの団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(「当該団体の職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1/3を超える場合に限る。)
- ※厚生労働省のホームページの「社会福祉法人制度改革について」の「9. 参考資料」に掲載されている「社会福祉法人制度改革 Q&A」に掲載されているシートの「別添参考」に掲載されている「参考⑥」~「参考⑧」に概要が掲載されています。

第4 法人資産の確保

社会福祉法人の設立に当たっては、次の資産が必要となります。 詳細は社会福祉事業により異なりますので担当課にご確認ください。

(1) 基本財産

基本財産は法人設立の要件(原則、市長の承認がなければ処分や担保 提供不可)であり、施設建設・設備整備費、運転資金、法人事務費は事業 の円滑な実施に不可欠なものであることから、計画的かつ確実に準備して ください。

また、福祉医療機構協調融資に係る担保提供を行う場合、債務額を確 定させた抵当権を設定し、担保提供を行ってください。債務額が確定しな い根抵当の設定はできません。

- ① 施設を経営する法人 ………… 施設の用に供する不動産
- ② 施設を経営しない法人 ………… 原則1億円以上の現金預金又は 事業の用に供する不動産
- ③ 特定の小規模事業を行う法人 …… 上記にかかわらず1千万円以上 の現金預金又は不動産

- ※法人が社会福祉事業を行うために必要な土地の賃借は可能ですが、事業ごとに各種要件が定められていますので、担当課に確認してください。
- (2) 建設自己資金:施設等を整備する場合
- (3)運転資金:つなぎ資金(施設が開設してから介護報酬・委託費等の収入が入るまでの間)
- (4) 法人事務費

1 土地

- (1) 法人設立後に寄附を受け法人が自己所有する場合
 - ① 寄附予定地の確定

寄附に際して土地の分筆や合筆が必要な場合は、速やかに実施してください。法人の基本財産となった後では、その土地の一部を道路用地として本市に寄附するといった場合も、基本財産の処分として市長の承認を得ることが必要になります。

② 抵当権等の解除

法人に基本財産として贈与する場合は、負債のついた財産は認められないので事前に解除するようにしてください。

③ 評価額の確定

福祉医療機構から融資を受ける場合の担保価値を明らかにするため、 また、財産目録上の資産額を明らかにするため、次のいずれかの方法に より、土地の評価額を確定してください。

■ 確定方法

- ア 不動産鑑定評価による
- イ 市の固定資産評価証明書による
 - ・証明の取得時期は、福祉医療機構の融資を受ける場合は、その 融資前、融資を受けない場合は、法人設立認可申請の前として ください。
- (2) 国、地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合

原則として、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、 かつ、これを登記する必要があります

以下は「厚生労働省による資産の緩和条件に関する通知」です。厚生 労働省のホームページ等で確認してください。

◎ 特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 8 月 22 日社援第 1896 号・老発第 599 号厚生省社会・援護・老人保健福祉局長連名通知)を参照。

◎ 地域活動支援センターを設置する場合

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日社援発0330第5号厚生労働省社会・援護局長通知)を参照。

◎ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)を参照。

◎ 既設法人が通所施設を設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知)を参照。

◎ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日 雇児発第 0524002 号・社接発第 0524008 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)参照。

◎ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別 区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

『地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて』(平成 16 年 12 月 13 日 社援発第 1213003 号・老発第1213001 号 厚生労働省社会・援護・老健局長連名通知)を参照。

◎ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が 10 人以上である ものに限る。)を行う施設を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成

16年5月24日 雇児発第0524002号・社援発第0524008号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第1-1及び2参照。

◎ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成28年7月27日 社援発0727第1号・老発0727第1号 厚生労働省社会・援護・老健局長連名通知)を参照。

2 現金 (建設自己資金、運転資金等共通)

自己資金については、法人認可はもとより、福祉医療機構から融資を受ける場合の審査においても、その形成過程の説明を詳細に求められるので、次の資料を提出していただきます。

(1) 残高証明書

各贈与者について、同一の日付で証明書を取得してください。事業者として応募した時点で提出いただいている場合も、証明日を指定しての再提出及び複数回の提出をお願いすることがあります。

(2) 預金通帳の写し

必要に応じて、指定した期間の贈与者の預金通帳の写しを提出いただく 場合があります。

- (3) その他、自己資金の源泉を証明できる資料
- (4)後援会規約・後援会通帳の写し 後援会等の支援組織が、小口の寄附を広く募って資金を収集した場合

3 運転資金

法人・施設の(事業開始後の)年間事業費は、次の割合に相当する以上の現金 預金を、その他財産として用意する必要があります。

ただし、運営する施設によって求める基準が異なることがありますのでますので、担当課に問い合わせてください。

なお、年間事業費の算出に当たっては、その算出根拠をできるだけ詳細に把握してください.

- 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険法上の事業 ⇒3/12以上
- 障害者総合支援法上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人 ⇒ 2/12以上
- その他の法人 ⇒ 1/12 以上
- ※審查要領第2(3)参照

4 法人事務費

職員の事前雇用に係る経費や理事会等の開催に係る経費や事務所の賃料、通信費等、法人の運営にかかる費用を確保しておく必要があります。

なお、運営費や委託費を運用する場合、弾力的運用が認められるまでは施 設の資金を法人本部の経費に繰入できません。

5 借入金償還財源

借入金の償還財源を、設立代表者等個人からの寄附に拠る場合は、毎年の寄 附額が寄附者の課税所得の概ね4分の1以下となるような、無理のない計画と してください。

また、上記所得が事業所得による場合は、当該事業の決算書を提出していただきます。

第5 定款の作成

社会福祉法人の設立に際し、設立者(準備会)は法人の根本規範たる定款を 作成しなければなりません。

法人は、法令の規定に従って定款により定まった目的の範囲内において権利を有し義務を負うものとされ(法第 29 条)、法人が定款に違反したときは、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を、所轄庁から命ぜられることがあります(法第 56 条)。このように定款は、その法人の運営に重要な役割をもつものです。

定款は、国が定めた「定款例」(※)を参考に、法人の実情を勘案の上、法令に沿って作成します。定款には必要的記載事項、相対的記載事項及び任意的記載事項があり、法第31条第1項に規定する必要的記載事項は、その1つを欠いても、定款の効力が生じないことに留意してください。

【必要的記載事項】

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 社会福祉事業の種類
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 評議員及び評議員会に関する事項
- ⑥ 役員(理事及び監事)の定数その他役員に関する事項
- ⑦ 理事会に関する事項
- ⑧ 会計監査人を置く場合にはこれに関する事項
- ⑨ 資産に関する事項
- ⑩会計に関する事項
- ① 公益事業を行う場合にはそれらの種類
- ② 収益事業を行う場合にはそれらの種類
- ③ 解散に関する事項
- ⑪ 定款の変更に関する事項
- (15) 広告の方法
- ※ 厚生労働省ホームページの「社会福祉法人制度改革について」の「2.法人運営(定款、役員・評議員等)」に掲載されている「【参考】社会福祉法人定款例(Word ファイル)」を参照し作成してください。

なお、租税特別措置法第40条の適用を受けることを想定している場合は「租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について」を参考にしてください。

第6 法人·施設運営体制

1 主要職員の早期確保

施設長、利用者処遇の主任、事務(会計)職員等、法人・施設運営の中核となる職員については、経験・知識等のある職員をなるべく早期に選定するようにしてください。

特に、施設長予定者は、法人設立準備段階あるいは、設立後の施設開設準備 段階から事業計画の策定等に参画し、円滑に事業が開始できるようにしてくだ さい。

また、施設長に、社会福祉事業の経験がない方が就任する場合は、施設長資格を取得するとともに、類似施設での研修等を積むことが望まれます。

なお、事業者として応募する段階で本市に提示した施設長予定者の変更は、 原則として認められません。やむを得ず変更する場合は、担当課に速やかに相 談してください。

2 施設職員の確保

施設の職種別職員構成については、国及び市が示す基準に基づいて職員数の 構成を策定してください。

遅くとも、施設開設1か月前には上記の策定に基づいて職員を採用し、研修 等を実施することが望まれます。職種によっては確保の困難な場合もあるので、 十分な期間をもって採用計画を立てる必要があります。

3 定款及び諸規程の整備

定款は、法人の根本法であり「社会福祉法人定款例」に沿って作成します。 また、関係法令等に基づいて、法人・施設の管理、会計(経理)、就業、給与 及び苦情処理等に関する規程を整備する必要があります。

第7 法人の名称

社会福祉法人は社会福祉事業を行う公共性の高い組織ですから、名称は次による必要があります。

- (1) 法人・施設の名称は、理事長等の個人名から引用したものでないこと。
- (2) 県内において、同一名称の法人・施設がないこと。
- (3) 法人名と施設名は同一でないこと (▲ ▲ 会と▲ ▲ 苑は可)。
- (4) 事業内容とかけ離れた名称や誇大な名称でないこと。
- (5) 長すぎたり難解な漢字等を使用した名称は好ましくないこと。

第8 研修

社会福祉法人の設立・運営に関しては多岐にわたる知識が必要となるので、 関係する研修機関(独立行政法人福祉医療機構等)が主催する研修の受講をお 勧めします。

第9 申請事務手続き

社会福祉法人を設立する場合は、建設関係の手続が終了して補助金の交付が 確実になった後、法人の設立認可をします。

ただし、都市計画法の開発許可申請や建築確認申請が必要な整備計画については、開発許可申請時までに法人の設立が必要となるため、各許可申請に係る

事前協議等が終了後に法人認可をします。

なお、各社会福祉事業により事業の公募時期、補助金申請・内示時期が異なりますので、担当課に各種申請の手続きに係るスケジュールを確認するとともに、事前調整を行ってください。

※設立認可申請の手続きについては、その過程で法人資産の確保、事業計画、 収支計画をはじめとして、法人・施設運営の根幹に係る内容の検討が進められ ていきます。

これらの作業を全面的に設計事務所やコンサルタント等に委託した場合、委託契約が完了し事業者が引き上げてしまうと検討経過を掌握して引き継ぐ人がおらず、混乱をきたすことになりかねません。

従って、申請書類の作成に際しての担当課に対する問い合わせ・協議等は、 原則として、設立代表者及び準備会委員並びに法人・施設の運営責任者となる 予定の方が責任をもって携わるようにお願いします。

1 事前協議

社会福祉法人を設立しようとするときは、まず事前協議を行い、設立しようとする法人の概要を所轄庁に説明することとなります。

事前協議の際は、以下の書類を2部作成し、原則として法人設立予定年度の前年度の1月末までに担当課宛て社会福祉法人設立等協議書等を提出する必要があります。

なお、施設整備の協議段階で担当課と十分に協議してください。

- ■介護・高齢者福祉関係法人:長寿福祉課 事業推進担当班 電話 537-5744
- ■障害福祉関係法人:障害福祉課 障害福祉サービス担当班 電話 537-5658
- ■児童福祉関係法人:子ども企画課 認可施設整備担当班 電話 585-6061
- ※事前協議書の作成については「社会福祉法人設立認可等協議書の作成について」を参照し作成してください。

2 社会福祉法人設立認可等審査会での審議

法人設立の審査に際して、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉 法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、本市では、「社 会福祉法人設立認可等審査会」を設置し、正式な設立認可申請前に、法人設立 案件についての調査及び審議を行うこととしています。 なお、審査結果は担当課より通知いたします。

3 社会福祉法人設立認可申請

審査会での承認後、設立者は、 社会福祉法人の設立認可申請(以下「本申請」という。)を行うこととなります。本申請の際は、以下の書類を2部(正本1部、副本1部)作成し、担当課に提出します。

また、本申請書提出先は1の担当課と同じ担当課になります。

※本書の作成については「社会福祉法人設立認可申請書及び添付書類一覧について」を参照し作成してください。

第10社会福祉法人設立後の手続きについて

1 社会福祉法人設立認可書

審査会の審査が終了すると、法人設立認可書が交付されます。

これによって、社会福祉法人の登記が可能になります。(法人設立の認可=設立ではない。社会福祉法第34条には「社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。」と規定されている。)

したがって、社会福祉法人の設立認可のあった日(認可書の受領(到達) した日)から2週間以内(組合等登記令第2条)に登記をしなければなりません。

なお、<u>法人登記については事前に所轄の登記所と十分協議のうえ、手続きを</u>行ってください。

2 登記

登記事項は組合等登記令によって以下のとおり決められています。 登記終了後、速やかに担当課に法人の「履歴事項全部証明書」を提出してく ださい。

(1)登記事項

① 目的及び業務

定款第1条に規定されている目的及び事業 公益事業や収益事業を行う法人は、それらも登記すること。 ② 名称

社会福祉法人○○会(定款第2条に規定されている名称)

- ③ 事務所の所在地
 - 主たる事務所

従たる事務所を置く法人は、それらも登記すること。

- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 理事長を「理事長」の資格で登記すること。
- ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 委託事業のみを行う法人で、その事業が終了した場合に解散する旨の 規定を定款上に定めている法人は、その規定を登記する必要がある。
- ⑥ 資産の総額

資産の総額については、毎会計年度終了後3箇月以内に必ず変更登記を行う必要がある。

3 理事会・評議員会等

設立登記が完了した後,遅滞なく正規の手続きにより役員及び評議員を選任するために,理事会,評議員会及び評議員選任・解任委員会を開催しなくてはなりません。

また,理事会で選任された理事長を2週間以内に登記しなくてはなりません(組合等登記令第3条)。

なお、定款に基づき役員等の選任を行い登記した後は、役員等の必要書類として次の書類を備えておいてください。①~③の書類は、役員等の任期ごとに、④~⑥の書類は新任の役員・評議員について備えるように努めてください。

【法人で備え置く書類】

- ①役員名簿 ②就任承諾書 ③履歴書 ④身分証明書
- ⑤登記されていないことの証明書 ⑥印鑑登録証明書

※設立認可後の流れは次ページを参照してください。

4 財産移転・設立完了報告

設立の認可を受けたら、先に締結した贈与契約により、遅滞なく財産目録記載の財産の移転(原則、法人認可後1週間以内、贈与者に受領書を発行)を行い、それらの移転を終了後、1か月以内に様式例23を参考に作成し、担当課に報告してください。

なお、土地等不動産の所有権の移転登記に際しては、本市が証明した書類を 添付すると、登録免許税が免除されます。(証明書を交付できない場合もあり ますので、担当課に相談してください。)

5 建物の完成・登記及び定款変更届

建物が完成したら、表示登記を行ったうえで、建物の所有権保存登記を行ってください。

また、建物の所有権保存登記が完了したら、先に提出している「基本財産編入誓約書」(様式例 17)に基づき基本財産に編入する手続きを行ってください。 理事会・評議員会で当該建物等を基本財産に編入し、定款に記載することを議 決します。

その後、1 か月以内に必要書類を付して「社会福祉法人定款変更届」(様式) により、担当課に基本財産増加の届出をしてください。

ただし、変更事項が基本財産の増加以外にもある場合は、担当課と打ち合わせのうえ、「社会福祉法人定款変更認可申請書」(審査基準 別記第1様式第2)により手続きしてください。

■設立認可後の手続きの流れ

A:設立登記

B:第1回理事会(設立登記後速やかに開催)

- ※参集範囲:設立時の理事及び監事(定款附則の理事長・理事・監事)
- ①評議員選任・解任委員会運営規程の決議
- ②評議員選任・解任委員の選任
- ③評議員候補者の決定
- ④評議員会選任・解任委員会の招集日時・場所の決議
- ⑤理事及び監事の候補者の決定
- (併せて監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する現監事過半 数からの同意の確認)
- ⑥役員等の報酬額(案)及び役員・評議員に対する報酬支給基準(案)の決議
- C:評議員会選任・解任委員会(第1回理事会後速やかに開催)
 - ※参集範囲:第1回理事会で選任された評議員選任・解任委員会委員
 - ①評議員の選任
 - ※評議員選任・解任委員運営規程は別添様式を参照し作成してください。
- D:第1回評議員会(評議員会選任・解任委員会による評議員の選任後速やかに開催。ただし、理事会開催から中7日が必要。)
 - ※参集範囲:評議員選任・解任委員で選任された評議員
 - ①理事及び監事の選任

②役員等の報酬額及び役員等に対する報酬支給基準の決議

E:第2回理事会(評議員会による理事の選任後速やかに開催)

※参集範囲:第1回評議員会で選任された理事及び監事

①理事長の選任

(②業務執行理事の選任)※定款で置くことと規定している場合

F:理事長の登記(理事会による選任後2週間以内)

G: 寄付財産移転完了報告書及び添付書類を担当課に提出します。

※理事会・評議員会の招集通知には招集事項を記載し、理事会・評議員会の1 週間前までに、各理事・評議員に対して書面で発出しまければなりません。